

議案第 5 号

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

加西市長 西 村 和 平

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和42年加西市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「捺印」を削る。

別記様式中「罫」を削る。

(公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和42年加西市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「罫」を削る。

(加西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 加西市固定資産評価審査委員会条例（昭和42年加西市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条の2から第9条までの規定中「押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

行政手続における書面主義、押印原則を見直すため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・ 職員及び公平委員会委員の職務の宣誓時における押印の廃止
- ・ 固定資産評価審査委員会への審査の申出、審査手続等における押印の廃止